

令和4年度芦東山記念館館長講座
「江戸時代の一関市域における警察機構」

第1回
小人目付・横目のはなし

令和4年5月14日(土)13時30分~15時
於 大東コミュニティセンター 多目的ホール

はじめに

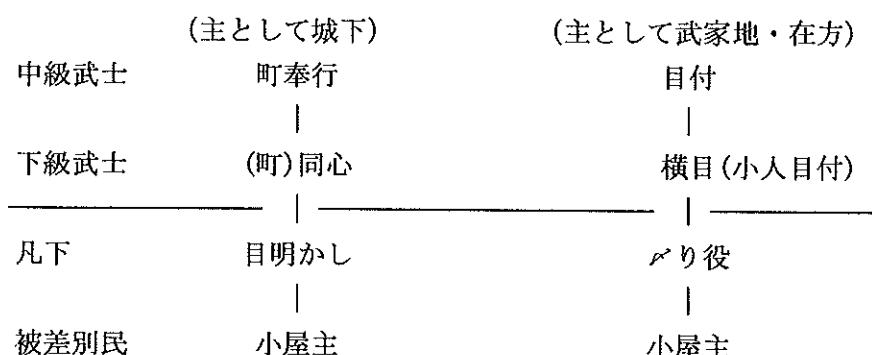
江戸時代の一関市域における警察力としては、①藩の下級役人である小人目付や横目、
②庶民の目明かしや徒いたずらものしま者やく役、③被差別民である乞食こじき小屋主こやしを挙げることができる。今年度はこれらを説明するつもりだが、その第1回として仙台藩の小人目付と一関藩の横目を取り上げる。これらの役人が一関市域でどのような警察業務を行ったかについては、その解説に利用できる資料が絶対的に少ないのだが、さりとて、この役人の説明を欠いては一関市域の治安維持構造を示すことにならないので、不完全を承知のうえで検討を加えてみる。

I 仙台藩・一関藩の警察機構

本論に入る前に、予備知識として両藩の警察機構を簡単に示しておこう。

1) 仙台藩（【資料1】参照）

2) 一関藩



II 仙台藩の小人目付

参考文献：三原良吉「三町御小人」（『郷土史仙台耳ぶくろ』（宝文堂、1982年）

齋藤 潤「仙台藩の小人について」（『仙台市博物館調査研究報告』18号、1998年）

1) 三町御小人

仙台藩の下級役人の1つに「御小人」と呼ばれる役職がある。政宗時代から存在し、当時は合戦に参加することはもちろん、参府・上洛の供や城の門番等も勤めた。近世中期

にはその任務も整備され、藩主の行列の供をして挾み箱^{はさみばこ}その他の道具をもつ役、行列の後ろに付いて警備をする役、行列の中に加わって上司の連絡に使い走りする役、さらには城下を廻って治安維持や風俗取り締まりをする定廻り番^{じょうまわりばん}と呼ばれる役など、種々雑多な役割を受け持った。

小人の総員は 516 人で、これを 172 人ずつの 3 組に分け、それぞれ仙台城周辺の 3ヶ所に集住させた。

・川内御小人 ・大橋脇御小人 ・御靈屋下御小人
これを総称して三町御小人と呼んだ。

2) 小人目付

この小人のなかに、目付と直結した役人として小人目付がいた。彼らの任務は主として市中の取り締まりで、盜賊・博奕等の犯罪捜査、衣類・芝居興行等の風俗統制、米・塩の密輸等の経済統制、火事場への出動等、多くの職務があった。その取り締まり対象は凡下^{ばんげ}(=庶民)に止まらず侍へも及び、また城下のみならず、並み小人数人を従えて郡村に出張し、任務を遂行した。

小人は、その役職に応じて特定の法被^{はっぴ}(羽織)を着用したが、この小人目付の法被は「木綿浅黃地鱗形」の法被(【資料 2】)で、通常はその法被を着て勤務した。小人目付の人数は、元文 2 年(1737)までは 18 人だったが、同年 21 人に増員された(東北大学附属図書館蔵『御制事の巻』218 号)。

3) 一関市域周辺での活動

① 東北大学附属図書館蔵『御郡始末の扣』120 丁以下

本件は、天保 14 年(1843)3 月に、東山長部村(現平泉町)肝入安左衛門の不正事件をめぐり、小人目付と東山南方大肝入とがその取り調べ権を争った事例である。肝入安左衛門の不正容疑は、北上川普請のため過大な村人足を動員したこと、藩よりの上納返済金を村人に返さなかったこと等で、この情報を得た小人目付千田順吉と高橋常五郎が、肝入安左衛門・組頭養右衛門・仮組頭松治・百姓正之丞・長太夫・周蔵の 6 人を同月 9 日暁 7 ツ(=午前 4 時頃)過ぎに捕縛して小鳴村(現平泉町)の旅宿に連行した。

ところが、これに連絡して、同村百姓の左伝治・新四郎・林作も召し連れようとしたところ、すでに昨 8 日暮 6 ツ(=午後 6 時)頃、大肝入岩渕東七郎の命を受けて、メリ役八百治が、同村組頭吉左衛門にこの 3 人にメリ番を付けておくよう命じていたことが分かった。

大肝入の言い分は、左伝治・新四郎・林作・正之丞・長太夫・周蔵の 6 人が連名で、肝入安左衛門不正の勤め方を告発した箇条書を作成し、左伝治・新四郎・林作の 3 人がメリ役貞三郎へその書面を差し出したので、自分の所で吟味するため左伝治・新四郎・林作の 3 人にメリ番を付けておいたとのことである。

さらに大肝入は、左伝治等 3 人にメリ番を付けたのは、小人目付が正之丞等 3 人を連行したのよりも早いので、一事両様にならないよう、小人目付が連行した正之丞等 3 人もこちらに引き渡して貰いたい、こちらで取り調べたい、と主張した。

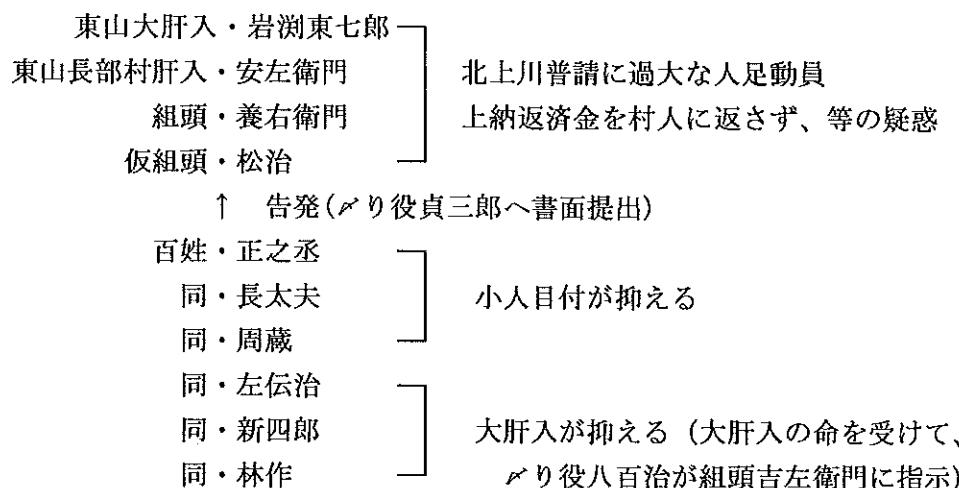
これに対して小人目付は、上司である目付に次のように報告する。肝入安左衛門不正勤

め方について、長部村の小前百姓が不服を抱いているという情報は、すでに 2 月中に 一ノ閥詰め合い同役高橋常五郎・石賀利三郎 が報告しており、2 月 28 日に出立して奥郡へ廻村するよう同役千田順吉・高橋八弥に命じられたものである。

到着して早速調査したところ、小前百姓の主張は事実のようで、さらに組頭養右衛門が普請の責任者だったので、安左衛門と養右衛門を昨 9 日曉 7 ツ頃連行したが、関係者と目される左伝治・新四郎・林作にはすでにメリ番が付いていたため、やむなく同じく関係者の松治・正之丞・長太夫・周蔵を連行した。

なお、情報によると、この肝入安左衛門不正事件には、どうも大肝入岩渕東七郎もグルになっているようで、事件の真相を小人目付に暴かれないと、左伝治等 3 人にメリ番を付け、事件の審理が一事両様にならないよう、大肝入方で処理したいと取り計らったようだとも付け加えられている。

【関係者略図】



この小人目付の報告を受けて、3 月 14 日付けで、目付より小人目付 4 人に対して、この事件は小人目付が引き受け処理するようにと命じられ、さらにこの事件が仙台藩評定所で審理されたうえ、天保 14 年 9 月 23 日に至り、東山南方大肝入岩渕東七郎及び同郡長部村肝入安左衛門に対して、おののおのの御城下ならびに磐井郡・栗原郡 2 郡追放の判決が下された。

以上、かなり詳細に本事件を紹介した。判決は小人目付の主張を認めたものであるが、ここではこの判決の是非を問題とする必要はない。ここで確認しておきたいことは、小人目付が現平泉町域の村方の情報収集に努め、村役人の不正があれば、それを摘發する任務を果たしていたことである。

さらに、「一ノ閥詰め合い」の小人目付がいたという点が気になる（上記下線部）。これは、仙台藩の小人目付のうち 2 人が、一閥藩の役所に詰めていたという意味だろう。確かに、『御僉議格 義』228 枚目に「一ノ閥詰め御小人目付」、『御郡始末の扣』227・8 枚目に「田村右京大夫様御知行所一ノ閥へ諸事御メリのため貸し進じられ、半ヶ年詰にて相下され候節」という記事もある。だとすると、一閥藩官僚機構と仙台藩官僚機構との関係について、より立ち入った検討が必要となるが、今はその余裕がない。

② 『氣仙郡大肝入 吉田家文書』文政 8 年 (1825)、107 番

本件は、小人目付が捕縛した氣仙村(現陸前高田市)等の被疑者を高田町(同)の御用宿で

取り調べた際の宿泊費用等を、誰が負担するかをめぐって、気仙大肝入・高田町肝入・気仙村肝入等の間で行われた遣り取りの記録である。

事件内容は必ずしも明瞭でないが、気仙村百姓嘉蔵と喜之助が禁制品を密輸しようとして見咎められ、それを内済するため金 15 両を渡したところ、その見咎めた者は賤役人だったことが判明し、そこで渡した金を取り返そうとしていたところを小人目付に捕縛されたようである。

問題は、本事件取り調べに要した金額で、次のように記載される。

(1) 6,346 文 小人目付 2 人、4 泊 = 8 人分、賤役人等 5 人 × 4 泊 = 20 人分、小屋主等 1 人分、メり役 3 人分、嘉蔵・喜之助 2 人 × 3 泊 = 6 人分
計 38 人分 × 1 人分 167 文 = 6,346 文

(2) 130 文 捕縛用麻糸代

(3) 640 文 灯油・薪炭代

(1) + (2) + (3) = 7,116 文

(a) 16 人 8 月 22 日メり番人等総計

(b) 135 人 8 月 23 日～26 日メり番人等総計

(a) + (b) = 151 人 内 88 人は伝馬仕立て人 残 63 人は村方人足

高田町肝入・検断は以上の諸費用・人足は、気仙村の者を取り調べるため、高田町の御用宿や村方が出したもので、高田町が負担するのは筋違いだとして、それを嘉蔵・喜之助が出すよう要求している。しかし、仙台藩は、これらを刑罰に処された者から取り立てるのは不相当で、高田町が負担すべきものとしている。

この取り調べ費用負担についての仙台藩の判断が適当か否かは、さしあたりここでの関心ではない。ここで注目したいのは、小人目付が在方で活動する場合、その町や村に相当の金銭的・人的負担が発生するらしいことである。

なお、一関藩の横目に関する【資料 3】の No. 5 からは、一関藩領民が仙台藩目付に直訴する場合もあったようである。おそらく一関藩の横目に訴えるのが本来の訴訟ルートだったのだろうが、本藩である仙台藩の小人目付に直訴する方が効果的だったのだろう。

III 一関藩の横目

一関藩の刑事判例集である『増補刑罪錄』にみられる一関藩の横目記事は【資料 3】の通りである。分析素材はこれのみなので、きわめて不十分な検討でしかないが、さしあたりこれらの記事についてまとめる。

- ・小人目付の名称をもつ記事 (No. 1, 4, 5)。このうち No. 5 は仙台藩の小人目付であることは明瞭だが、その他の 2 件は仙台藩・一関藩どちらか、判断に迷う。
- ・町目付の名称が 1 件だけみられる (No. 2)。このような役人が実際に存在したのか、それとも町横目の誤りか、これだけでは判断できない。
- ・何らかの事故や犯罪を訴える対象としての横目の記事 (No. 3, 6)。
- ・村横目 (No. 3)、廻村横目 (No. 6, 8, 9, 11)、横目 (No. 7, 10) という 3 つの呼称がある。
- ・横目の多くは苗字をもつが (No. 9, 10, 11)、苗字をもたない横目もいる (No. 8)。
- ・横目には一定の権威があり、これをを利用しての犯罪が行われる (No. 2, 7)。

・横目自身が地位を利用して悪事をなす (No. 8、9、10、11)。

・横目は小屋主に対し、任務に係わる一定の指示を行うことができる (No. 10)。

このまとめを踏まえ、さらに若干の推測を交えながら一関藩の横目の任務を考えると、横目は城下武家地の治安維持を主たる任務としつつ、廻村しながら農村部の取り締まりにも従事した。その身分は下級武士層に属し、その任務の一環として警察業務も担当して一定の権威を有し、それを笠に着て収賄等の自己の利益を図る場合もあった。

また、この【資料 3】のNo. 10 では、横目が小屋主に直接指示しているらしいが、実際には、横目の指揮下にはべり役があり、本来は横目の指示をべり役が受けて、それをさらに小屋主に伝えるという指揮命令系統が存したものと思われる。

なお、『一関市史』1巻・705頁所掲の幕末期の資料によれば、廻村横目は田畠の不仕付け・不手入れがないよう絶えず廻村して、百姓の生産活動を監視することを任務としていたようなので、犯罪捜査はその一環として位置付けられていたとみるべきであろう。

IV 一関藩の町同心

江戸では、町奉行所の下僚として与力と同心がいたが、仙台藩・一関藩とも与力は存在せず、同心が警察力の主たる役人だったと思われる。この(町)同心が『増補刑罪録』中に表れる記事を、【資料 4】にまとめた。このうちNo. 3 は、町同心の権威を利用して、その手先だと称して何らかの利益を得ようとした事例である。これ以外は、町同心ないしその隠居の行為である。これらから町同心の任務を考えると、

- ・町同心の本来の任務は、町地の治安維持であり、その中心は町廻りである (No. 1、6、10、12、14)。
- ・牢屋の管理責任者は牢守であるが、町同心もその補助をしたらしい (No. 2、7)。
- ・町同心は町地のみならず、農村部に出向くこともあった (No. 4、8)。
- ・町同心の権威を利用して、不適切な行為に及ぶ (No. 4、5、6、7、9、11、12、13、14)。
- ・町同心の指揮下には、べり役や小屋主がいた (No. 4、8)。
- ・町廻りの際には定められた看板 (=法被) を着用したらしい (No. 10)。

『一関市史』1巻・通史(一関市、1978年)656頁に、慶応年間(1865~67年)の職名として「町奉行 三名、町同心 五名」とあるので、これによれば町同心の定員は5人だった。

おわりに

都市江戸の治安維持については、まず武家地は目付が担当した。一方町人地は主として南北両町奉行所が担当し、その中心となったのは三廻りの同心(各奉行所とも定廻り6人、臨時廻り6人、隠密廻り2人の計14人)であった。

町奉行所の補完として、近世前期に盗賊改め、火付け改め、博奕改めが設けられ、享保3年(1718)に三者が統合されて火付け盗賊改めがおかれた。火付け盗賊改めは先手(弓・鉄炮)頭の兼務であったため、加役と呼ばれたりもした。

他方農村部の幕府領では代官所が警察機能を担ったが、その能力はきわめて脆弱だった。火付け盗賊改めは、江戸周辺の農村部に出張ることもあり、また文化2年(1805)6月に、代官所の下役である手附・手代から8人を選任し、関八州を巡回して治安維持に当たる関東取り締まり出役(=八州廻り)が設けられたが、いずれもとうてい十分な警察力とはい

えなかつた。

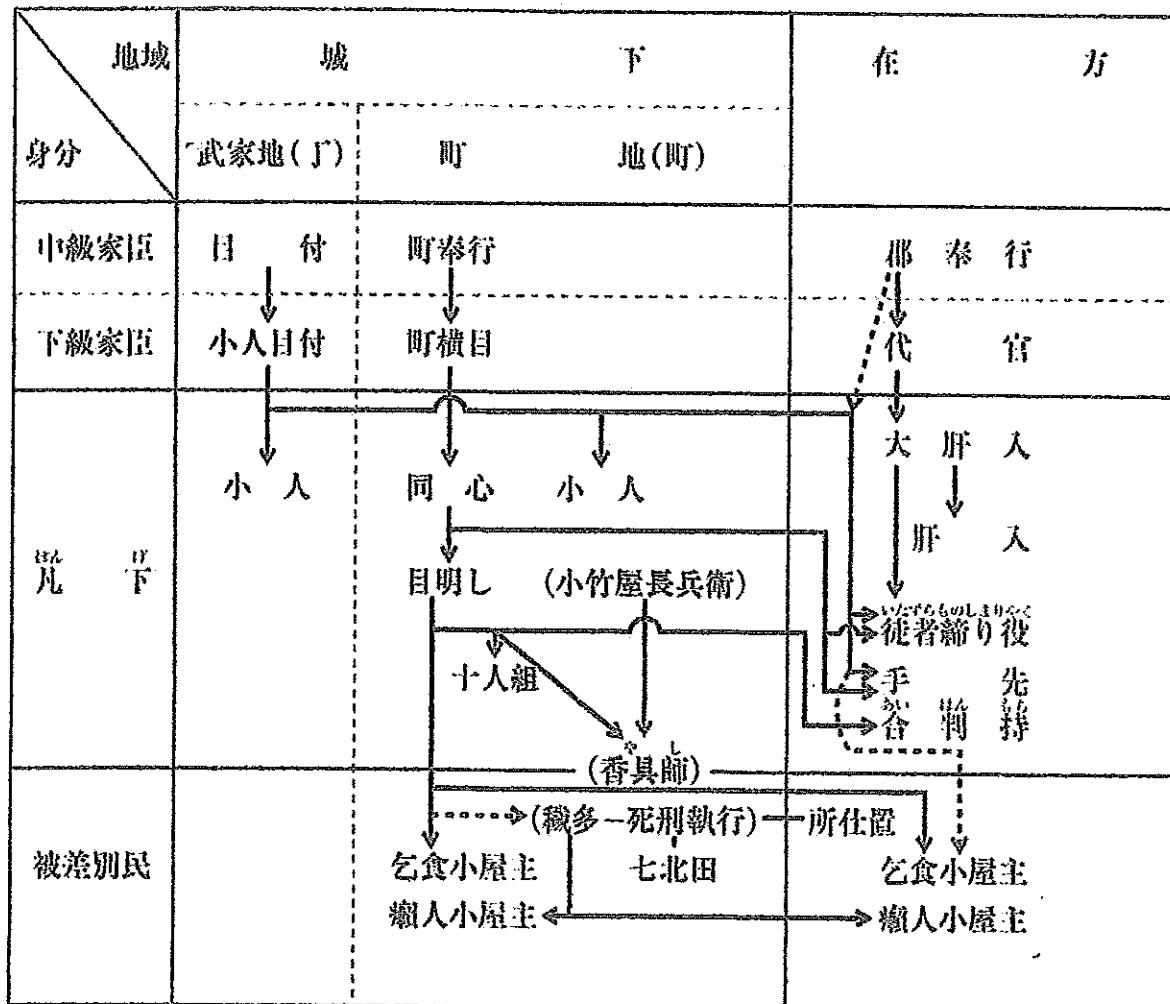
仙台藩についても警察力の脆弱性はほぼ同様であったが、仙台城下の武家地を担当する小人目付が町人地でも活動して、町奉行を補完した。それだけでなく、小人目付は農村部においても活動し、ほとんど警察力をもたない代官に代わって治安維持に貢献した。

もっとも、仙台藩は、例えは千厩や大原に足軽を配置したので、この足軽が治安維持にも利用されたのみならず、地方に知行地を与えた給人である家臣団も百姓一揆の鎮圧などに利用されたことも忘れてはならない。

一関藩についても、城下町人地の町同心のほかに、横目が城下武家地のみならず町人地でも活動し、さらにはほとんど警察力をもたない代官に代わって、農村部でも一定の力を発揮した。

いずれにしても、以上のような公的な諸役人の警察力はきわめて弱体だったため、それを補完するために、五人組と呼ばれた民間の自治的組織や辻番などの施設が設けられたほか、きわめて重要な役割を演じたのが、目明かしや徒者^{つじばん}役という民間人、さらには被差別民の乞食小屋主だった。彼らについては、第3回、第4回ではなすことしたい。

(資料1) 仙台藩警察機構の末端組織概略図(江戸時代後期)



(吉田正志『仙台藩の警察と牢』(大崎八幡宮, 2013年) 24頁)

(資料2) 御小人の法被

(齋藤潤「仙台蕃の小人について」27頁)

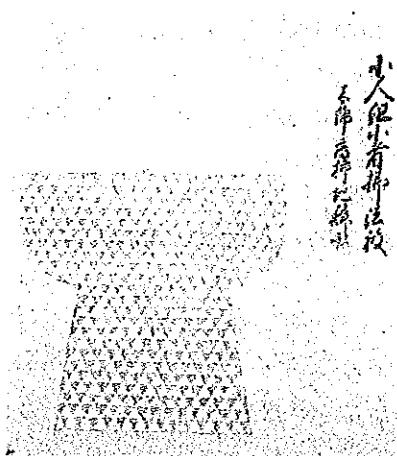


写真7 小人組小者弘法被

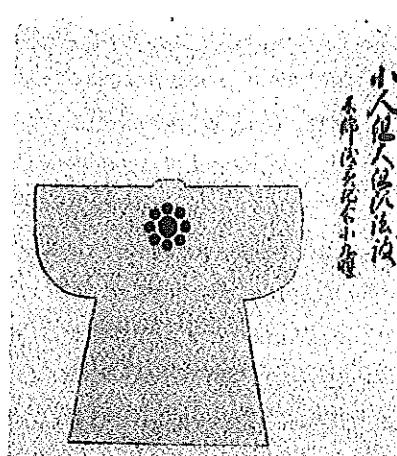


写真4 小人組大組頭法被



写真8 小人組小走之者法被

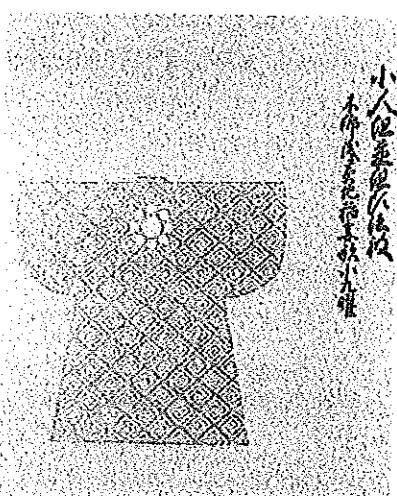


写真5 小人組並組頭法被



写真9 小人組草履取法被

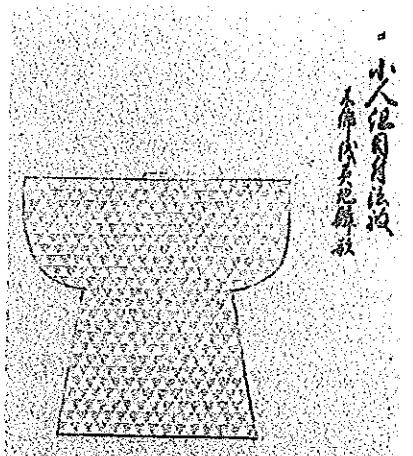


写真6 小人組目付法被

【資料3】『増補刑罪録』に見られる横目関係記事

No.	年 月	名 前	官 職	記 事	内 容	刑	罰	通し番号
1	天文 4年(1739)10月	彦右衛門	鬼死擦村	屋敷統きの御林を自分居久根に偽り、小人目付に見せる	牢舍10日			1201
2	寛保元年(1741) 8月	太四郎	大町	町目付と号し、權威をもつて金子掠め取り	衣川切り追放 家内欠所			597
		弘伝次	流金沢村与頭所兼左衛門親	田地出入・人足肝入手伝い給分の件を村役目へ訴え	流1郡追放 持道員欠所			1528
3	宝暦 3年(1753) 7月	孫四郎 孫四郎 五平治 又七	孫四郎 孫四郎 孫四郎 孫四郎等名代 荒金沢村元人足肝入 荒金沢村元人足肝入 荒金沢村当肝入 利兵衛	人足肝入手伝い給分の件を村役目へ訴え 人足肝入手伝い給分の件を村役目へ直訴に至らせる	追頭役除き 戸結5日宛			
		清四郎等4人	荒澤水村	小人目付へ直訴(内容不明)	戻み5日			1727
5	天明 3年(1783)10月	豊伝次	漬沢村	無趾襪の我意申し算り、仙台小人目付へ直訴	永平			323
6	文化11年(1814) 6月	幸蔵	流浦津村出幸立番	村役人の躾ち度等を廻村役目へ直訴	他国追放 持道員欠所			332
7	文政 6年(1823)11月	義太夫	東山下奥玉村	惣委官・横目手先に庄金されたことを権威に音物を取る等	吉川切り追放 持道員欠所			1174
8	天保14年(1843) 2月	市右衛門	廻村役目	市野々村組頭が大肝入へ米を貯送した件の内済取り計らい	御領外3里四方追放 持道員欠所			676
9	天保14年(1843) 8月	狩原庄左衛門	廻村役目	南小梨村肝入等私曲を手縫の取扱	叱り 戸結10日			1286
		千葉為右衛門	横目	内訴を知りながら報告せず、自己に小屋主へ聞き抜け命ず	戻み5日			2193
10	弘化 2年(1845) 3月	菅原升吳衛	横目		戸結10日宛			2233
		菊地弁蔵	横目					
11	弘化 4年(1847)11月	新助	狩原庄左衛門	博姿犯見逃し	御持待召し放し			1062
12	嘉永 3年(1850) 3月	三浦延助	廻村役目	村役人より不正の金子受領等	廻村役目召し放し 牢舍50日			576
13	嘉永 3年(1850) 3月		廻村役目	村方より不正の金子受納等	廻村役目召し放し 戸結30日			577

【資料4】『増補刑罪録』に見られる同心関係記事

No.	年 月	名 前	肩 書	記 事 内 容	刑	罰	通し番号
1	天文 5年(1740) 3月	三太左衛門	同心	町廻番の筋、舊元の番所に番人不在を不申告	叱り		1708
2	天文 5年(1740) 8月	三太左衛門	同心	牢屋建て管えの筋、囚人番人の外出を認める	押込3日		1709
3	寛政 6年(1794)10月	吉郎兵衛	東山摺沢町追放被候	町同心手先の由に係る	阿武隈川・宮川南へ追放 持道具欠所		485
4	享和元年(1801) 3月	定右衛門	同心	出村先で小先山伏へ縄を懸け、小屋主宅で責問	牢舎30日宛		1885
5	文化 4年(1807)11月	新蔵	作左衛門	足輕平四郎を弟分にして組へ入れた等	永の懲		1918
6	文政 2年(1819) 3月	権平	町同心	二閑町で宿睡があり、御座入りの百姓へ縄を懸け過甚	戸結15日		848
7	文政 2年(1819)12月	久保定右衛門	町同心小頭	囚人へ御座籠口を至る	御扶持召し放し		1995
8	文政 5年(1822) 3月	不明	同心	出村の筋、東山摺沢町より後の勤め方不良を訴えられる	不明		2007
9	天保 4年(1833) 4月	奥之丞	町同心 仮小頭	不義申し掛け拒絶を恨み、夫婦を自己に御所払いの首尾	阿武隈川・宮川南へ追放 持道具欠所		520
		葉右衛門	町同心 仮小頭	奥之丞の申し分に任せた	牢舎50日		2078
10	天保 6年(1835) 6月	東太夫	町同心	舞提灯で町廻番の筋、看板紛失	牢舎30日		
11	嘉永5年(1852)夏2月	千葉豊左衛門	町同心 小頭	盜難に逢つた女に訴えを出させなかつた等	牢舎20日		1038
12	嘉永5年(1852)夏2月	東太夫	町同心 元吉親隠居	盜難に逢つた女が夫へ懲すことに手立て添心	閉戸10日		580
13	嘉永5年(1852)夏2月	夏之丞	町同心 隠居	自己に町内廻番と称し、不行状	牢舎20日		1316
14	安政 2年(1855) 7月	武右衛門	町同心	町場出伏の筋大聲、婆娘不似合い、隠居			1069
							1085